vol.338

“馬は馬方、餅は餅屋、情報はマック”
THE MAC JOURNAL
三菱商事アグリサービス株式会社

◆ 2010年4月28日発行ラインナップ ◆
・新たな「食料・農業・農村基本計画」
・遠めがね
・ベジフルレシピ～ごはんうどん

新たな　食料・農業・農村基本計画」

新たな基本計画の基本理念は、我が国が推進すべき農業及び関連産業のあり方を定めたものである。3/30閣議決定された新しい「食料・農業・農村基本計画」のポイントは、これまでの農政を抜本的に転換し、これまでになかった新たな視点を盛り込んだことである。今まで担い手育成中心の政策から、小規模農家も含め意欲あるすべての農家が安心して農業を継続できる環境を整備し、農業の持続的発展のため「戸別所得補償制度」を導入し、施策の抜本的な転換により食料自給率を50%に引き上げている。

さらに今回農業の持続的発展に関する施策の一つに、労働安全に関して農作業安全対策が入っている。農作業を安全に行い、農作業事故を防止することや、農作業安全対策の一層の徹底を求めている。基本計画に明確に位置づけたのは初めてである。そして、食品の安全性の確保については、農業者・食品関連事業者は、必要な措置を適切に講ずる責務を有することが明記されている。環境保全に関しては、水質、大気、土壌及び生物多様性の保全、地球温暖化の防止、有機性資源の循環促進等を目的とした環境保全型農業の推進、環境の保全についての基本理念に則り、事業活動を行う責務を有することが定められている。

ＧＡＰの共通基盤に関するガイドライン策定

上記の基本理念の実現のために農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目・基準（物差し）に沿って、農作業の各工程の正確な実践、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理（ＧＡＰ：Good Agricultural Practice）の取組を奨励している。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や食品事業者の信頼確保が期待される。

その一方で、現状ではその取組内容が多岐にわたるものとなっているため、農業者・産地は取引先

（次ページへ続く）

遠めがね

春先の天候不順でスーパーの野菜が高騰している。また、鹿児島県、静岡県では一番茶の霜被害が発生した。遥か遠い欧州では、アイスランドの火山噴火による空港閉鎖は2001年の米国同時多発テロを超える最大規模となった。今回噴火したエイヤフィアットラヨークトル火山は過去1100年に3度噴火したが、その何れもがすぐ東方にあるカトラ火山の直前に起こった。噴火が長期化、大規模化した場合には、折りしも太陽が約100年ぶりに活動が低下する極小期に入っていると言われており、気温低下の相乗効果を起こす懸念もある。欧州の穀倉地帯であるフランス、ウクライナに火山灰が拡散しており小麦の生育に悪影響がでる懸念もある。一方、中国南西部から東南アジアにかけて100年に1度といわれる大旱魃に見舞われており、豪州ではバッタによる農産物への被害が拡大している。気象庁の今後3ヶ月予報（平均気温）では、北日本は低い確率40%、西日本は高い確率40%となっている。今、思い起こすのが2003年の冷夏だ。米の作況指数が落ちタイ米などの緊急輸入がおきた。しかし、作況指数が悪かった東北地域でも施肥を確りおこなった圃場では被害を最小限にとどめることが出来たと言われている。資源高騰から化学肥料を敬遠した鶏糞・堆肥多用型の施肥がコスト削減型農業のモデルと言われているが、自然災害や異常気象が発生するたびに、科学的な根拠のある化学肥料を適切に施肥する重要性が見直される。ゴールデンウイークには全国的に田植えが行われるが、天候回復と共に確りした圃場管理と生育状況に合わせた施肥を期待したい。

（前ページより続く）
により異なる内容の実践を求められる場合もあり、農業者・産地の混乱と負担が懸念される状況となっている。そのため取組内容の共通基盤を整理することが課題となっていた。国際的には、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）が、「ＧＡＰは農業生産の環境的、経済的、社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらす取組である」としており、各国で様々な取組が行われている。

これまで国内では農業者、ＪＡ、農業資材関連事業者、食品事業者、地方公共団体及び民間団体等の様々な関係者により、ＧＡＰの導入・普及に向けた取組が行われてきた。そして、様々な食品事業者・流通業者が実情に合わせ、それぞれ独自に「農業生産工程管理」あるいは「適正農業規範」などの呼称でその導入を推進してきた。その為、国内には30以上のＧＡＰがあるといわれている。農林水産省も、その「手法」について定義を示し、導入・普及に向けた取組を支援してきたが、手法自体が関係者の多くにとって新しい概念でもあったことから、基礎的な事項について全国的に汎用性の高い「ＧＡＰ手法（基礎的ＧＡＰ手法）のモデル」及び「ＧＡＰ手法導入・推進の基本マニュアル」を作成し、その活用を推進してきた。このような状況の下、その取組は着実に拡大しており、農林水産省の調査では、平成21年3月末現在で約1,600産地（調査対象産地の約35%）において実施されている。

他方、ＧＡＰの推進に当たっては、科学的知見に基づき農産物の安全性の向上のために有効な取組を生産者が確実に実施できるようにする観点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組内容の高度化が課題となっている。こうした状況を踏まえ、国が推進すべき農業生産活動につき、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を全体的に見直し、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的なＧＡＰの共通基盤としてガイドラインが提示された。ガイドラインについては、高度な先進的ＧＡＰを導入・実践する際の目安として、各実施主体への周知を図り、その活用を期待するものである。今般のガイドラインでは、野菜、米及び麦に関する取組内容を提示したが、今後、果樹、大豆等の他の作物についても順次検討される。（以下次号）

^-^^-^^-^